

鳥取県告示第467号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成23年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市浜坂字伴山1325の3・八丁目1326の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）